

青森県報

号外第三十八号

令和元年
七月三十一日
(水曜日)

目次

告 示

- 車両制限令第三条第四項に規定する道路の指定……………(道路課) ……一
- 車両制限令第十条第二項の規定による通行方法の指定……………(同) ……二
- 車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定……………(同) ……三

告 示

青森県告示第二百二十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第四項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度が同項各号に掲げるものとなる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道一〇一号	つがる市柏下古川絹森二六三の六から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一まで

国道一〇三号	青森市橋本二丁目一の一から 青森市第二問屋町二丁目一〇三の二まで
国道二七九号	むつ市大曲三丁目一三四の二から 上北郡横浜町字吹越五四の七九五まで
国道二七九号	上北郡横浜町字吹越五四の七九五から 上北郡東北町字湯田平一一二の一まで
国道三三八号	むつ市旭町八五の二から むつ市中央二丁目三一まで
国道三三九号	五所川原市字下平井町五三の四から 五所川原市大字太刀打字柳川三一五の一まで
県道八戸野辺地線	上北郡おいらせ町高田五二の三から 上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢六〇の七二三まで
県道三沢十和田線	三沢市大字三沢字堀口一一七の三六から 上北郡おいらせ町上久保六三の四三まで
県道青森停車場線	青森市本町一丁目一の一から 青森市本町一丁目二の三一まで
県道青森港線	青森市新町二丁目七の一〇から 青森市安方二丁目一五の四まで
県道八戸百石線	八戸市長苗代三丁目四の四から 八戸市大字市川町字古館五〇の四まで
県道青森五所川原線	八戸市大字市川町字市川三九の五から 五所川原市大字一野坪字馬繋場二二三の一から 五所川原市大字太刀打字早蕨九三の四まで
	青森市第二問屋町二丁目一〇四の一から 青森市第二問屋町四丁目二四〇の一まで

県道青森浪岡線	青森市大字荒川字柴田一一二の一から 青森市大字大谷字山ノ内六の二二〇まで
県道八戸環状線	青森市大字大谷字小谷七三の五四から 青森市大字大谷字小谷一の二二まで
県道八戸環状線	八戸市大字市川町字長七谷地二の一〇六から 八戸市大字市川町字尻引前山三一の二六二まで
県道弘前環状線	弘前市大字岩賀一丁目六の一から 弘前市大字津賀野字浅田一二八一の一まで
県道青森環状野内線	青森市大字荒川字柴田一二六の五から 青森市大字新町野字菅谷七一の一まで
県道荒川青森停車場線	青森市大字荒川字柴田一一〇の一から 青森市長島二丁目一〇二の一まで
県道清水川滝沢野内線	青森市大字滝沢字下川原二四九から 青森市大字三本木字川崎一六一の四まで
県道赤川下北停車場線	むつ市大曲三丁目三三三から むつ市下北町二の二まで
県道後平青森線	上北郡七戸町字後平七三八の二から 上北郡七戸町字志茂川原三三〇の一まで
県道後平馬屋尻線	上北郡七戸町字志茂川原三一九から 青森市大字滝沢字下川原二四九まで
県道下北停車場線	むつ市下北町二の二から むつ市中央町二丁目四九の六まで

二 指定する年月日

令和元年七月三十一日



青森県告示第二百二十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十条第二項の規定により、同令

第三条第四項の規定による指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の通行方法を次のとおり定め、令和元年七月三十一日から施行するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第二条第二項の規定により公示する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

交差点における左折又は右折に当たつての誘導

一 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、国際海上コンテナのセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておくなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道青森浪岡線	青森市第二間屋町二丁目 (妙見交差点)	国道一〇三号(青森市橋本方向の車線に限る。)
国道二七九号	むつ市大字田名部字赤川 ノ内並木	むつ市道一里小屋線
むつ市道一里小屋線	むつ市大字田名部字赤川 ノ内並木	国道二七九号
県道下北停車場線	むつ市中央二丁目	国道三三八号
県道青森環状野内線	青森市大字荒川字柴田	県道青森浪岡線
県道青森環状野内線	青森市大字野木字野尻	県道青森環状野内線
県道青森環状野内線	青森市大字野木字野尻	青森市道野木二号線
青森市道野木二号線	青森市大字野木字野尻	県道青森環状野内線
青森市道新町野野木線	青森市大字新町野字菅谷	県道青森環状野内線
県道赤川下北停車場線	むつ市南赤川町	むつ市道大曲・赤川線
むつ市道大曲・赤川線	むつ市南赤川町	県道赤川下北停車場線

二 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
国道一〇三号	青森市第二間屋町二丁目 (妙見交差点)	県道青森浪岡線(青森市第二間屋町二丁目方向の車線に限る。)
国道二七九号	むつ市大字田名部字赤川 ノ内並木	むつ市道一里小屋線
むつ市道一里小屋線	むつ市大字田名部字赤川 ノ内並木	国道二七九号
国道三三八号	むつ市中央二丁目	県道下北停車場線
県道青森浪岡線	青森市大字荒川字柴田	県道青森環状野内線
県道青森環状野内線	青森市大字野木字野尻	県道青森環状野内線
県道青森環状野内線	青森市大字野木字野尻	県道青森環状野内線
青森市道野木二号線	青森市大字野木字野尻	青森市道野木二号線
県道青森環状野内線	青森市大字新町野字菅谷	県道青森環状野内線
県道赤川下北停車場線	むつ市南赤川町	むつ市道大曲・赤川線
むつ市道大曲・赤川線	むつ市南赤川町	県道赤川下北停車場線

三 国際海上コンテナ車の橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合には、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

青森県告示第二百二十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定す

るので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条第一項の規定により公示する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道一〇一号	つがる市柏下古川絹森二六三の六から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野一六二の一まで
国道三三八号	むつ市旭町八五の二から むつ市中央二丁目三一まで
国道三三九号	五所川原市字下平井町五三の四から 五所川原市大字太刀打字柳川三一五の一まで
県道青森五所川原線	五所川原市大字一野坪字馬繋場二二三の一から 五所川原市大字太刀打字早蕨九三の四まで
県道青森浪岡線	青森市第二間屋町二丁目一〇四の一から 青森市第二間屋町四丁目二四〇の一まで
	青森市大字荒川字柴田一一二の一から 青森市大字大谷字山ノ内六の一二〇まで
	青森市大字大谷字小谷七三の五四から 青森市大字大谷字小谷一の一二まで
	弘前市大字岩賀一丁目六の一から 弘前市大字津賀野字浅田一二八一の一まで
県道弘前環状線	
県道青森環状野内線	青森市大字野木字野尻三七の三一から 青森市大字新町野字菅谷七一の一まで
県道清水川滝沢野内線	青森市大字滝沢字下川原二四九から 青森市大字三本木字川崎一六一の四まで

二 指定する年月日

令和元年七月三十一日

県道後平馬屋尻線	上北郡七戸町字後平七三八の二から 上北郡七戸町字志茂川原三二〇の一まで
県道後平青森線	上北郡七戸町字志茂川原三二九から 青森市大字滝沢字下川原二四九まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭